

益田市規則第 号

益田市子ども・子育て会議設置規則

(趣旨)

第1条 この規則は、益田市附属機関設置条例（平成25年益田市条例第13号）第3条の規定に基づき、益田市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(補欠委員の任期)

第2条 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(再任)

第3条 委員は、再任されることができる。

(会長)

第4条 子育て会議に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、子育て会議を代表する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 子育て会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事にあたり、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第6条 子育て会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会は、子育て会議の委員のうちから会長が指名する者をもって組織し、部会の名称は会長が定める。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理し、部会において調査審議した結果を子育て会議に報告するものとする。

5 部会長に事故があるときは、部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 子育て会議は、その定めるところにより、部会の議決をもって子育て会議の議決とすることができる。

(庶務)

第7条 子育て会議の庶務は、福祉環境部子育て支援課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子育て会議に諮り、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日以後最初に開かれる会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集するものとする。